

厚生労働大臣が定める掲示事項について

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

・指定医療機関等

1. 生活保護法等指定医療機関 2. 指定難病医療機関（指定難病医） 3. 労災保険指定医療機関 4. 指定小児慢性特定疾患医療機関

・明細書発行体制加算

当院では、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査・手術等の名称が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口までお申し出ください。

・夜間・早朝等加算

厚生労働省の規定により土曜日の 12:00 以降に受付の方は夜間早朝加算（50 点）が適応されます。

（窓口負担額は 1 割負担 50 円、2 割負担 100 円、3 割負担 150 円）

・一般名処方加算

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方により処方箋を発行しております。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

・医療情報取得加算

当院はマイナンバーカードを用いて医療情報を取得できる体制を整備しております。マイナンバーカードの利用や問診票等を通じて診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、下記の通り診療報酬点数を算定します。

【初診】

保険証利用または情報取得に同意しない場合 3 点（加算 1）

マイナンバーカード利用 1 点（加算 2）

【再診】

保険証利用または情報取得に同意しない場合 2 点（加算 3）

マイナンバーカード利用 1 点（加算 4）

※再診時は 3 ヶ月に 1 回の算定となります。

・医療 DX 推進体制整備加算

当院は医療 DX を通じた質の高い診療情報を目指しております。

オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報等を活用して診療を実施しており、マイナ保険証利用を促進する

など、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

電子処方箋の発行に対応しています。

電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取組を実施してまいります。

・短期滞在手術等基本料 1

当院では短期滞在手術等基本料 1 に関する施設基準を満たし届出しております。

日帰りで行われる特定の手術に対する体制が整備されています。

対象手術：内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除（長径 2cm 未満）

・個人情報保護法

個人情報の取り扱いについて

個人情報の取得

当クリニックは患者様の健康の維持・増進を図るための最高の医療を提供するために必要な範囲においてのみ、個人情報を取得・利用・提供します。患者様に個人情報の提供をお願いする場合は、事前に収集の目的、利用の内容を掲示した上で特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えた“目的外利用”は行いません。

個人情報の利用目的

患者様が適切な医療や介護を受けられるために、その目的の達成に必要な事項を利用目的と致します。

- ・他の医療機関（病院・薬局・介護サービス事業所等）との連携
- ・他の医療機関等からの照会への回答
- ・患者様の診療等をおこなうために、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・ご家族・親族等への病状説明
- ・検体検査業務等の業務委託

上記以外で患者様の個人情報を利用する必要がある場合には、法令により許される場合を除き、その利用について、患者様の同意を頂くものとします。

個人情報への不正アクセスや、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩の予防措置を講じ、安全対策を実施いたします。

当院で策定する個人情報に関する内部規定を随時見直し、継続的に改善を図ります。

当院では、医療サービスを提供するにあたり、保険事務、検体検査業務、情報システム管理（診療情報の電子保存）の一部を業務委託することがございます。

業務委託をする際には、当院の定める基準を満たした安全な委託先を選定し、個人情報保護に関する機密保持契約を締結した上で業務委託いたします。また、当院の委託した患者様の個人情報保護や管理が適切に行われているかを管理・監督します。

全職員、適切に個人情報が取扱われるように指導、監視いたします。

積極的に情報開示を行い、苦情及び相談への対応を実施します。